

令和2年6月8日

関係者各位

兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会  
事務局

令和2年度介護人材確保・定着支援事業  
介護福祉士実務者研修等受講料補助事業について

平素は、当協議会の運営について格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
みだしのことにつきまして、今年度も事業を実施しますので、対象者があれば  
申請書にて申し込みしていただきますよう、よろしくお願いします。  
(ファックスでも可能)

記

- 1 今回提出していただく書類  
介護人材確保・定着支援事業受講料補助金事前申請書（様式第1号）
- 2 事業実施スケジュール 別紙スケジュール表
- 3 その他 留意事項等 別紙のとおり

兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会  
(担当：宗野・岡村・杉本)  
〒651-2181 神戸市西区曙町1070  
電話：078-920-2570  
FAX：078-920-2571  
Eメール：hssnet@hssk.gr.jp

# 令和2年度介護人材確保・定着支援事業 介護福祉士実務者研修等受講料補助留意事項

## 1 趣旨

介護職員の確保が喫緊の課題となっている状況において、将来に不安がある仕事との意識が根強いことから、やりがいを感じ、成長できる職場として、定着して働き続ける環境の整備が必要である。このため、介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援するため、実務者研修受講料等の助成事業を行い、介護職員の離職防止や定着を促進することで介護人材確保を図る。

## 2 補助対象受講料

補助の対象となる受講料は、介護福祉士実務者研修や介護職員初任者研修の受講料相当額（必須のテキスト代及び実習費を含む）として、当該研修を実施した県外を含む養成機関に直接支払った額とする。

なお、一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会が本事業を実施する場合は、高齢者等就労支援事業の補助対象となる下記(1)、(2)の費用は、補助対象としない。

(1) ひょうごケア・アシスタント登録者が受講する民間事業者や社会福祉法人等が実施する介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修に要する受講料

(2) 55歳以上の高齢者、地域で在宅介護を行う者、介護保険施設での勤務者、研修を実施する社会福祉法人採用予定者が受講する社会福祉法人等が実施する介護職員初任者研修に要する受講料

※ 原則、施設・事業所が負担する研修受講料が補助対象であるが、施設・事業所に所属する個人が、自身の負担（一部負担であっても）で支払った受講料も補助対象とする。

## 3 補助対象施設・事業所

県内の介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護サービス事業所等）は、補助対象となる介護職員（以下「補助対象者」という。）がいれば、一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会、一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会又は兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会（以下「協会等」という。）に対して補助申請ができる。

ただし、補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

また、補助対象者は1施設につき10人まで（申請時に優先順位をつける）とする。

### 【補助対象となる介護職員の要件】

- (1) 介護職として、自施設等に就業している介護職員（採用予定者も含む）  
※介護職員の常勤・非常勤は問わない。
- (2) 就業している場合、申請時において当該施設等に在籍していること。
- (3) 介護福祉士実務者研修等の修了日が、令和2年4月1日～3年3月31日の期間内であること。

#### 4 据助申請手続

- (1) 施設・事業所は、3の要件を満たす者がいる又は見込となる場合は、介護人材確保・定着支援事業受講料補助金事前申請書（様式第1号）を協会等に提出することができる。
- (2) 協会等は施設・事業所から提出された事前申請に基づき、據助対象者決定通知書（様式第2号）により、據助対象者を決定する。
- (3) 決定通知を受けた據助対象者がいる施設・事業所が、據助金の交付を受けようとする場合は、介護人材確保・定着支援事業受講料補助金交付申請書（様式第3号）及び據助対象者名簿（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、協会等に申請しなければならない。
  - (ア) 実務者研修等の受講について、申請者が受講料を支払ったこと及び金額を証明する領収書又はそれに類する書類の写し
  - (イ) 実務者研修等の修了証明書の写し
  - (ウ) 県内の介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護サービス事業所等）に就業していること又は就業予定であることを証する書類の写し  
例）在籍証明書、採用内定通知書及び履歴書の写し等
- (4) 協会等は前項に規定する申請があったときは、據助金の交付について審査を行い、據助金の交付を決定したときは、據助対象施設・事業所に対し據助金を支払うものとする。

#### 5 据助金額

本事業において據助する金額は、2に定める受講料相当額の2分の1の費用とする。

##### 【一人あたりの上限額】

介護福祉士実務者研修	···	<u>50千円</u>
介護職員初任者研修	···	<u>35千円</u>

様式第1号

年 月 日

介護人材確保・定着支援事業受講料補助金事前申請書

兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会 様

介護人材確保・定着支援事業に係る受講料の補助を受けたいので、次のとおり事前申請します。

法人名			施設名			
施設所在地	〒					
電話番号			FAX番号			
優先順位	氏名	受講研修名	受講料総額	補助金額※	個人・事業所負担の有無	受講修了(予定)日
1						
2						
3						
4						
5						
対象予定数			補助予定額計			

※ 1人当たりの上限額…実務者研修受講の場合は50千円／人、初任者研修受講の場合は35千円／人

様式第3号

年 月 日

介護人材確保・定着支援事業受講料補助金交付申請書

兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会 様

介護人材確保・定着支援事業に係る受講料の補助を受けたいので、次のとおり申請します。

法人名		施設名	
施設所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
補助対象者数 ※1 施設につき○人まで			人
受講料支払額（総額）			円
補助金申請対象額（A） ※実務者研修：100,000円/人まで 初任者研修：70,000円/人まで			円
補助金申請額 (A) ×1/2			円

(添付書類)

1. 実務者研修等の受講について、申請者が受講料を支払ったこと及び金額を証明する領収書  
又はそれに類する書類の写し
2. 実務者研修等の修了証明書の写し
3. 県内の介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、居宅介護サービス事業所）に就業していること又は就業予定であることを証する書類の写し  
例）在籍証明書、採用内定通知書及び履歴書の写し等

様式第4号

補助対象者名簿

施設名 :

優先順位	氏名	受講研修名	修了日	受講料総額 A	補助対象受講料 100,000円/人まで
例	○○ ○○	実務者研修	2019年8月1日	127,000	100,000
1					
2					
3					
4					
5					
合計	人				

**令和2年度 介護人材確保・定着支援事業  
事業実施スケジュール**

時期	施設・事業所	一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会 一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会 兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会
隨時		<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護職員の介護福祉士実務者研修 受講料等の助成事業実施</li> <li>○施設長や事業所管理者等に対する 職員のスキルアップや職場定着に 関する研修・相談支援</li> </ul>
2020年4月		← 事業案内
2020年8月まで	↑ 事前申請書 (様式第1号)提出	→
2020年9月頃		← 補助対象者決定(様式第2号)通知
2021年1月頃		← 交付申請書(様式第3号)・添付書類 提出依頼
2021年4月頃	交付申請書・添付書類提出	→ 補助金受領(振込)
		← 申請内容チェック 補助金支払

**介護人材確保・定着支援事業**  
**Q & A**

区 分	質　問	回　答
1	受講料について、施設や事業所が全て負担するのではなく、一部受講者が負担する場合でも対象となるのか。	一部受講者が負担した場合も対象となります。
2	介護福祉士実務者研修受講費用貸付制度（県社協）、教育訓練給付金制度（ハローワーク）、キャリア形成促進助成金・成長分野等グローバル人材育成訓練（ハローワーク）等他の制度と併給することが可能か。	本事業との併給はできません。
3	申請時に社内異動があった場合は補助対象となるか。	受講修了後、交付申請時点で介護保険施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、居宅介護サービス事業所等）に就業しておれば対象となります。事前申請後受講者が社内異動となった場合は兵庫県シルバーサービス事業者連絡協議会に必ずご連絡下さい。
4	テキスト代等は補助対象額に含まれるか。	研修受講に必須のテキスト代及び実習費は受講料に含めることができます。
5	交付申請時点では在籍しているが、3月末で退職となる場合は対象となるか。	「確保・定着支援」という本事業の趣旨に反しますが、交付申請時点で在籍しておれば対象となります。ただし、事前申請時点で在籍していたが、交付申請時点で退職していれば、対象外になります。